

令和6年の宗教統計調査の結果を公表します

文化庁では、毎年12月末における我が国の宗教法人数、教師数、信者数などを調査した「宗教統計調査」を行っています。このほど、最新の調査結果を取りまとめましたので、主な結果をお知らせします。

【調査の主な結果】

(宗教法人数の総括表)

令和5年12月31日現在

所轄	区分 系統	包 括 宗教法人	単位宗教法人			合 計
			被包括 宗教法人	単 立 宗教法人	小 計	
文部科学大臣所轄	神 道 系	119	24	67	91	210
	仏 教 系	155	185	148	333	488
	キリスト教系	66	42	217	259	325
	諸 教	26	54	65	119	145
	計	366	305	497	802	1,168
都道府県知事所轄	神 道 系	6	81,896	2,126	84,022	84,028
	仏 教 系	11	73,602	2,667	76,269	76,280
	キリスト教系	7	2,823	1,705	4,528	4,535
	諸 教	1	12,530	379	12,909	12,910
	計	25	170,851	6,877	177,728	177,753
合 計		391	171,156	7,374	178,530	178,921

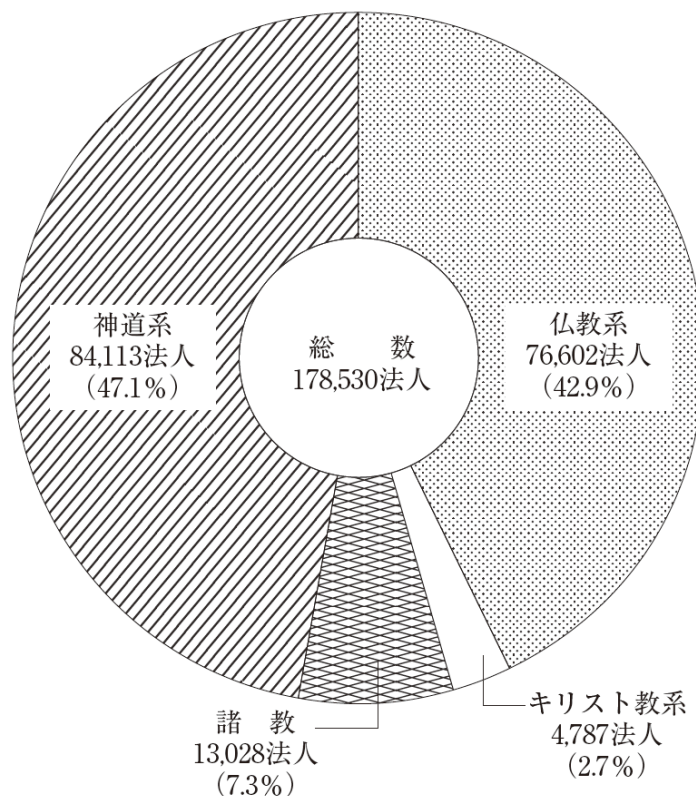
○ 全ての宗教法人数は178,921法人（前回（※）179,339法人から△418法人の減）。

※前回調査は、令和4年12月31日現在。

- ・ 宗教法人のうち、文部科学大臣所轄は1,168法人（前回1,170法人から△2法人の減、都道府県知事所轄は177,753法人（前回178,169法人から△416法人の減）。

- ・ 宗教法人のうち、教派・宗派・教団などの「包括宗教法人」は391法人（前回393法人から△2法人の減）、神社・寺院・教会などの「単位宗教法人」は178,530法人（前回178,946法人から△416法人の減）。

我が国の社寺教会等单位宗教法人数（令和 5 年 12 月 31 日現在）



- 「単位宗教法人」のうち、包括宗教法人に属する「被包括宗教法人」は 171,156 法人（前回 171,595 法人から△439 法人の減）、どこにも属さない「単立宗教法人」は 7,374 法人（前回 7,351 法人から 23 法人の増）。
- 「包括宗教法人」のうち、神道系は 125 法人、仏教系は 166 法人、キリスト教系は 73 法人、諸教は 27 法人（前回、神道系は 126 法人から△1 法人の減、仏教系は 167 法人から△1 法人の減、キリスト教系は同じ、諸教は同じ）。
- 「単位宗教法人」のうち、神道系は 84,113 法人、仏教系は 76,602 法人、キリスト教系は 4,787 法人、諸教は 13,028 法人（前回、神道系は 84,206 法人から△93 法人の減、仏教系は 76,701 法人から△99 法人の減、キリスト教系は 4,773 法人から 14 法人の増、諸教は 13,266 法人から△238 法人の減）。

（教師数）

- 全ての教師数は 632,035 人（前回 627,849 人から 4,186 人の増）。このうち外国人は 4,260 人（前回 3,490 人から 770 人の増）。
- 性別は、男性は 303,431 人（前回 302,404 人から 1,027 人の増）、女性は 328,604 人（前回 325,445 人から 3,159 人の増）。
- 教師のうち、神道系は 64,955 人、仏教系は 348,804 人、キリスト教系は 33,644 人、諸教は 184,632 人（前回、神道系は 66,320 人から△1,365 人の減、仏教系は 339,678 人から 9,126 人

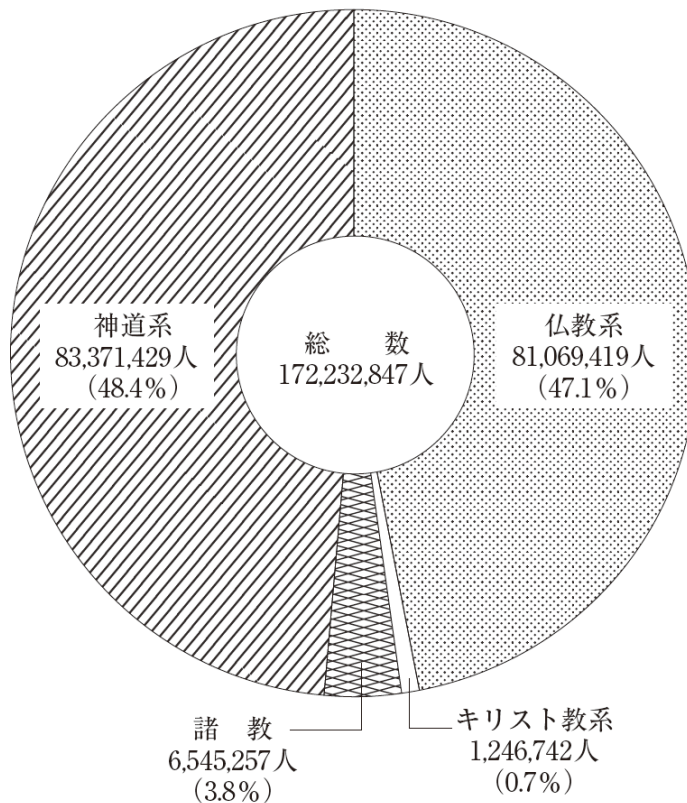
の増、キリスト教系は 32,701 人から 943 人の増、諸教は 189,150 人から△4,518 人の減）。

※ 教師は、それぞれの宗教団体が決める教師資格を有しているもので、各宗教団体に共通する一定の基準はありません。上記の数値は、調査対象の宗教団体が考える数値です。

（信者数）

- 全ての信者数は 172,232,847 人（前回 162,991,299 人から 9,241,548 人の増）。

我が国の信者数（令和 5 年 12 月 31 日現在）



- ・ 信者のうち、神道系は 83,371,429 人、仏教系は 81,069,419 人、キリスト教系は 1,246,742 人、諸教 6,545,257 人（前回、神道系は 83,964,368 人から△592,939 人の減、仏教系は 70,759,447 人から 10,309,972 人の増、キリスト教系は 1,262,924 人から△16,182 人の減、諸教は 7,004,560 人から△459,303 人の減）。

※ 信者は、各宗教団体に称し方が異なり、氏子・檀徒・教徒・信者・会員・同志・崇敬者・修道者・道人・同人などがあります。信者の定義、資格などはそれぞれの宗教団体に定められ、その数え方もおのおの独自の方法がとられています。

【担当】

文化庁 宗務課 調査係

電話：03-5253-4111（代）